

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立鳥取療育園医療型児童発達支援センター「きらり」	種別：医療型児童発達支援	
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 前岡 幸憲	定員（利用人数）： 40名（登録18名）	
所在地： 鳥取県鳥取市江津260番地		
TEL：0857-29-8889	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/kirari/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和50年6月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 13名 非常勤職員 5名	
専門職員	医師 1名 医師（療育シニアディレクター）1名	
	看護師 1名 心理療法士 1名	
	児童指導員 2名 運転士 1名	
	保育士 3名 事務員 1名	
	理学療法士 2名 調理員 2名	
	作業療法士 1名	
	言語聴覚士 1名	
施設・設備の概要	発達外来 1室 事務室 1か所	
	指導訓練室 2室 小児用トイレ 1か所	
	機能訓練室 1室 一般トイレ 1か所	
	心理療法室 1室	

③ 理念・基本方針

理念

1. 子ども一人ひとりが、今のままで輝く存在であるようにその個性や可能性を大切にします。
2. 子ども一人ひとりが、安心の中で喜びや楽しみをもち、たくましく生活していけるよう支援します。
3. 養育者一人ひとりが、子育てに安らぎと希望をもち子どもと共に楽しく過ごせるよう応援します。

基本方針

1. 私たちは、子ども本位に質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
2. 私たちは、子どもを支える方々と誠実なパートナーシップを構築していきます。
3. 私たちは、自らの専門性を高めチームの力を信じ、日々成長していきます。
4. 私たちは、子どもや養育者と共に遊び、ともに喜びを分かち合って歩んでいきます。

④ 施設の特徴的な取組

- ・ 肢体不自由や運動発達に遅れのある就学前の児童と保護者への、保育活動を通じた療育及び相談。（生活モデルの実践と就園・就学への移行支援。超重心児への集団活動）
- ・ 障がい児およびその保護者が地域で暮らしやすくするための支援と地域に向けての情報発信および関係機関への支援。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 28 年 7 月 1 日（契約日） ～ 平成 28 年 12 月 6 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	5 回（平成 26 年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

①理念・基本方針に沿い、地域の障がい児が安心して生活できるための療育支援を総合的に展開している。当施設は鳥取県立中央病院に隣接し、医療型児童発達支援センターとして平成 17 年度から脳神経小児科医による発達外来を開始し、平成 23 年から専任医師の療育シニアディレクターを配置し療育支援の向上を図り、平成 24 年 4 月から肢体不自由や運動発達に遅れのある就学前児童とその保護者への保育活動を通じた療育及び相談を実施している。

② 園長の理念・基本方針を明確にし、中長期的ビジョンに基づいた「生活モデルの実践と就園・就学への移行支援の強化」「超重心児への集団活動」を中心に現在事業を展開している。他職種によるアセスメント・評価・見直しの PDCA サイクルが組織的・継続的に実施され、利用児や保護者が安心できる体制づくりを目指している。

支援方法が写真などで個々に標準化され、非常に具体的で詳細にわかりやすい。安全確認事項を含め、地域や家庭でも実践できる子どもへの支援に方向性が見られる。

③ 療育園の一般向けパンフレットは、理念・対象・内容・利用までの流れなど要点を抑えよく整理され非常にわかりやすい情報発信である。地域で子どもや保護者が暮らしやすくするための支援、保護者の子育て応援、地域・関係機関へ周知が図られている。地域で安心して暮らせる障がい児福祉啓発を行っている。

④ 保護者・子どもへの配慮があり、信頼や満足度が高い。

保護者から「子どもの気持ちを大切にしながら対応してくれている」「保護者の悩みや育児が相談できる」との結果が多く、職員全員体制できめ細やかな支援、要望等に答えている成果である。

⑤ 保育所・幼稚園への入園や就学に向け、早期の段階から保護者ニーズを把握し、情報提供や見学等個々に

あった支援を行い関係機関への連携が積極的に図られている。

医療機関併設であり、緊急時安全管理、業務継続計画等について先進的取り組みが見られる。

◇改善を求められる点

- ・医療の進歩により肢体不自由児は、低年齢化及び重症化しており早期からの療育ニーズが高い。理念や基本方針に基づき安定した事業運営を図る上で、理学療法士等医療職が重要な役割を果たしており、現行の職員体制では機能を十分に果たすことができない。保護者からも理学療法士への期待や要望ニーズが高く、現状に合わせた継続的な療育、保護者ニーズに応え適切な人員配置が早急に望まれる。

- ・平成31年度新施設移行に伴い、利用者の増加を見込んだ地域における障がい児福祉事業が専門的人員配置・在職年数の見直しや施設整備の充実により、より地域の専門機関としての役割を果たし、地域の障がい児が安心して生活できるための全国モデルとなるよう期待は高い。

- ・職員の専門性の向上を図りながら、現状に留まらず常に多角的な視点で評価支援することが望まれる。また、研修計画の評価と見直しにより判断基準の曖昧な支援等については専門性を蓄積しながらチーム力を深め、組織的な支援が適宜行われるよう期待したい。

- ・地域で通園・就学する児童の増加に伴い、児童や保護者の状況を共有し支援する必要性が課題として捉えられている。地域の関係機関との連携を拡大充実させ、ニーズを汲み取り、専門性をもった地域支援のあり方やその継続に期待したい。

⑥ 第三者評価結果に対する施設のコメント

私たちが取り組んでいる様々な事業運営における大切な視点や実践を客観的に整理し評価をいただいたと感じ、ありがたく思います。改善点は職員の研修計画の評価および見直しと、地域との交流や連携体制の充実を図るようというご指摘と解釈します。ホームページでの発信を継続するとともに、行事や園外活動での地域交流を図っていきたいと考えます。職員研修においても他施設の状況もふまえ計画を立案し、年度末には評価を行いたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（医療型児童発達支援）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念、基本方針は明文化され、事業計画、広報誌、パンフレット、ホームページ等に記載されており、福祉サービスの内容や特性を踏まえ、施設の使命や目指す方向考え方をよみとることができる。</p> <p>基本方針は理念との整合性が確保され、日常的な周知により職員の行動規範となっている。また保護者へはわかりやすく説明した資料や勉強会により周知が図られている。年度当初に利用者に利用説明会を開催し周知している。児童発達支援について地域への関係機関への児童福祉啓発に期待したい。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>県立施設として厚生労働省からの通達等国の動向を把握し、地域自立支援協議会等に所属し、事業を取り巻く環境や事業所の役割を把握している。利用実績、保護者アンケート（年1回）、意見交換会（年2回）、福祉事務所等などにより福祉サービスのニーズ、評価・満足度、潜在的利用者を把握・分析している。サービスの提供能力を拡大する計画はないがほぼ現在のサービス提供能力に見合う利用者数は維持している。経営委員会、県監査や県議会特別委員会審査により経営状況の把握・分析に努めている。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営状況や改善すべき課題について、10月中間評価や職員会等で職員同士の検討の場を設け組織的な取り組みがなされている。経営状況や経営課題については、役員間で共有がなされ職員周知も行われている。課題の解決や改善に向けて具体的な取り組みを常に行っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針の実現に向けた目標を明確にしており、経営状況・環境の把握・分析等を踏まえ具体的な内容になっている。中長期計画は数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行っている。中長期の収支計画がある。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき、中長期計画を踏まえたミッション工程表を作成し、単年度計画が具体的に策定されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>ミッション工程表は職員の参画により作成し、取組み・成果・課題を職員間で共通理解の上、係長会議で決定している。ミッション工程表の中間評価、最終評価を組織的に実施し、評価結果に基づき課題の検討、事業の見直しも行っている。各事業ごとに重要・懸案事項を作成し、継続的に職員が理解し推進している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は園長が年度当初に全利用者に利用説明会を開催し、運営方針や事業がわかりやすく理解できるよう周知を図っている。事業所内掲示や保護者の勉強会で取り上げ、理解を深めている。ミッション工程表は県ホームページで公表され、子どもが安心して暮らせる地域を目指した事業への理解を促している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>主要・懸案事項は係会で評価し、組織的にPDCAサイクルに基づき福祉サービスの質の向上に関する取り組みを行っている。毎年自己評価を行い、事業評価及び事業計画に生かしている。第三者評価は今回で5度目の受審である。評価結果を分析検討し、組織的に取り組んでいる。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>業務管理及び事業やサービス内容について、より良いサービスの提供を行っているか、毎年キャリア開発シート等を職員が記入している。自分の課題整理、分析を行い主要・懸案事項にまとめ、組織として取り組む課題を明確にしている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は経営・管理において理念や基本方針等を踏まえた取り組みを具体化し、質の高い福祉サービスの実現に役割と責任を果たしている。職員や保護者に役割と責任を表明し、信頼関係の元にリーダーシップを発揮している。有事における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め対応マニュアルがある。鳥取県業務継続計画基本指針を反映し、療育園業務継続計画（地方機関版）を策定しており、重要業務の復旧・再開計画を確立し業務実施機能を維持する県民への役割を果たしている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法令遵守の観点で文書管理者研修会等に参加している。関係法令等の資料はデータベースに掲載し、職員が常時確認できるよう整理している。また法令等改正時には随時職員に送信し法令に関する業務を遂行している職員の起案等により、法令等の理解を把握している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの質の向上に関わる課題を理解・分析し、療育施設としての意義を含め組織の方向性を示している。職員の自主性を尊重しつつ事業の運営状況の把握に努め、組織作りにおいてリーダーシップを発揮している。管理者出席の係長会議により、職員の意見を反映し業務改善を図っている。研修計画に基づき県内外で専門研修・県内療育機関合同研修等を受講できる体制を整えている。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>組織の理念や基本方針の実現に向け、職員会議においてミッションを職員に示し説明確認を行い、学会等から得た情報や厚生労働省の動向等を職員全体で共有している。係長会議等自らの意見を説明し、幹部職員と共に経営改善や業務の実行性を高める取組に積極的に参画し指導力を発揮している。人事・財務・職員の働きやすい環境整備等それぞれの視点から検証を行い、職員の意見を反映し関係部局に継続的に働きかけている。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>県福祉保健部及び人事担当部局において、可能な限り必要な人員確保や適材適所に配置するよう継続的に推進している。人材確保についての具体的な計画は有るが、専門職の確保については厳しい状況が続いている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に基づき期待する職員像等を明確にし、職員が自ら将来の姿を描けるよう管理者との面談により総合的に支援している。年2回の人事評価がおこなわれ鳥取県の人事規定に基づき、職員の専門性や職務遂行能力職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>年2回管理者と個人面談を実施し、職員の就業状況や意向の把握等労務管理に関する責任体制をとっている。</p> <p>職場内で有給休暇を取得しやすい環境作りや時間外勤務の縮減等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。鳥取県福利厚生事業において総合的な福利厚生を実施している。職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個人の業務管理・キャリア開発シートを作成し、年度ごとに個人目標を設定し取組状況の評価・見直しを行っている。ミッション工程表の中に職員の専門性および技術の向上に対する基本姿勢を明示し、活動の見直し、係会で活動内容を評価説明している。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの質の向上の目標達成に向けた事業計画と職員研修計画の整合性があり、組織として目標を明確にし、職員の意識技術の向上を図っている。研修計画の策定にあたり、研修や発表に参加し研鑽を積むことを奨励し、専門的支援技術の向上につないでいる。また、職員の共有を目的に内部研修において職員意識と技術向上を図っている。計画の評価と見直しは不十分であり、人材育成のための系統的な研修策定に期待したい。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>職員の職務や必要とする知識・技術研修の機会が、鳥取県職員研修体系の中で実施されている。基礎研修（OJT、新人、新任役職対象研修等）能力開発・向上研修、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等を確保し一人ひとりの教育・研修機会が確保されている。研修は参加者の報告文書、職員内部研修で職員間に共有されているが、評価分析までは行われていない。資格取得等への理解取り組みにより、受講に配慮した業務を行っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県療育園実習生受入事業実施要項に基づき、実習担当者を中心として実施している。保育系短期大学実習生が多いため、実習担当者が派遣機関の大学と連携を図り、大学プログラムに従い実習を推進している。</p> <p>環境の影響を受けやすい利用者への配慮を行い、見学実習を実施している。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ等により提供するサービスの内容、事業計画、事業報告、予算決算情報が適切に公開され、第三者評価の受審、苦情相談の体制等公表し施設内に掲示している。理念、基本方針やビジョン等について社会・地域に対し明示説明し療育園の存在意義や役割を明確にするように努めている。パンフレットや広報誌、漫画による冊子配布によりしている。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>県規定により事務、経理、取引等に関するルールが明確にされている。事業経営、運営におけるチェック体制が確立し、公正性と透明性を確保している。定期的に監査等実施し、経営改善の取組を行っている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>夏祭りや遠足などの機会を通して地域の人たちとの交流を行い、地域資源の活用を図りながら利用者が地域で生活しやすくなる支援をしている。地域に向け、事業に関する情報を印刷物やホームページで発信している。今後も関係機関と連携を図り、利用者へ社会資源の有効利用の働きかけに期待したい。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア等の受け入れはホームページに掲載し、利用者、職員への事前説明等により受け入れ体制も整えている。ボランティア研修を受講した職員が担当し、登録・申請・事前説明会等マニュアルに従い実施している。学生ボランティアも多い。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者が通園している他の療育機関の連絡会や、相談支援事業所とのモニタリングにより、情報の共有化を図っている。またその情報はネットワーク管理のもと施設内職員が共有し必要に応じて活用している。</p> <p>地域の支援者が個別支援検討会に参加し、情報を共有し地域における支援につながっている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>施設の祭りに、近隣の事業所利用者が参加し、学生ボランティアや地域住民と交流を図っている。地域の保育所、幼稚園からの依頼により、介助方法や環境設定等の訪問指導を行っている。災害時における地域での役割として、鳥取療育園業務継続計画により災害後は障がいのある児童や発達に心配や不安の児童を対象とした相談支援・保育所や学校等による地域支援を実施し機能を地域に還元する予定である。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>県庁他部署との連携や地域自立支援協議会の議題等を共有し、地域ニーズの把握に努めている。関係機関・団体との連携に基づき、具体的な情報の新たな地域の理解を深める取組みに期待したい。情報の共有化やニーズの把握を行い、専門的な支援や課題解決・緩和する活動に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施を明示し毎年見直している。福祉サービス提供での基本姿勢や利用者の尊重、基本的人権への配慮等について、職員会議や研修等を通して機会あるごとに周知徹底を図り自己評価により把握、評価を組織的に行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県プライバシー保護条例、規則、虐待防止規定等に基づいた福祉サービスが行われ、職員研修を行い、職員周知理解は出来ている。児童発達支援利用契約書に「秘密の保持」が明記されている。利用者のプライバシー保護、虐待防止といった利用者の権利擁護に関する規定等は個人管理している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの内容がわかりやすく説明されたパンフレット、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者の対応等利用者が情報を簡単に入手できるように設置し説明している。組織的に適宜見直しを行っている。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>福祉サービスは個別支援検討会に保護者が同席し、サービス提供内容を合意した上で開始・変更を実施している。利用者の意向を受け止めた個別の福祉サービス内容を明確にし同意を得ている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>転居や地域、家庭への移行を伴う場合、利用者の福祉サービスの継続性を損なわないように配慮し、就園・就学移行支援会議等を実施している。</p> <p>サービスが終了後は利用者、保護者への支援を、外来診療フォロー・保護者勉強会や個別相談支援により継続性に配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者への利用者満足度調査アンケートを行事ごとにとり、次年度の参考にしている。その結果を保護者勉強会(保護者・家族等)で公表し、意見交換の場をもっている。欠席者には後日回答を配布している。職員で評価見直しを行い満足の上昇に向けた取組を次年度に生かしている。利用者や関係機関への満足度調査と評価見直しシステムが機能している。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが確立しており、施設内にはポスターを掲示し利用者にも苦情解決のしくみが周知し機能している。つぶやきボックスを設置し、苦情は直接面接を行い意見や要望を福祉サービスの向上や利用者満足に反映させている。内容は記録し、職員が共有している。意見交換会の時回答する場合もある。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者には1対1の相談担当職員が明示されており、相談しやすい環境が整えられている。また、園長回診や保護者勉強会などを含め、職員に相談や意見を述べやすい相談環境を複数周知している。相談しやすい場所を確保し、利用者や保護者、その家族が自由に選択できる。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>園内に意見箱を3箇所設置しており、また、年2回意見交換会を実施して利用者の意見の把握をするようにしている。利用者からの意見は、共有ファイル（ファイルメーカー）で記録を管理されており、相談等もその中に明記し、スタッフミーティングの中でも情報の共有をしている。個々の内容を園内検討し、迅速な対応を心がけ利用者や保護者等への満足に繋がっている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>職場安全衛生管理体制が構築しており、責任者が明確になっている。ヒヤリハット・事故が報告され、要因分析と改善策の再発防止策の検討・実施がなされ全職員で共有している。事前ミーティングで予想される事故の意識啓発や職場巡視による安全対策の向上等、組織的・継続的に実施している。安全確保、事故防止に関する研修を常に行っている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職場安全衛生管理体制が構築され、看護師を中心に感染症予防に努め発生時は感染症予防緊急時対応マニュアルに基づいた対応を職員へ周知徹底している。職場巡視により安全・衛生管理対策の向上を図っている。感染症予防や安全確保に関する研修も施設内で医師の専門的適切な助言指導のもと実施している。ヒヤリハット事例の共有もしている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>消防計画・業務継続計画・緊急時の対応マニュアルに従い、災害時の避難訓練を実施している。年に2回園内で合同訓練・消防訓練を実施し利用者及び職員の安否確認の方法を確立し周知を図り問題点の見直しを行っている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

④0～④5 a	第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法としてサービス提供に関する内容は保育計画を作成し、個別の状況に応じて個別支援計画書と併用し日常的に活用している。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者（保護者）の評価・ニーズの把握により質に関する検討が組織的・継続的に行われている。各利用児毎での支援内容の見直しは概ね6ヶ月に1回行われている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援管理責任者を設置し、責任者の助言・指導のもと、担当者による児童発達支援計画の策定を行っている。発達支援計画は心理職、リハビリ職によるフォーマルアセスメントの他・活動観察によるアセスメント及び保護者の意向を複数の職種で共有し、複数職種（医師・リハビリ職・福祉職）で協議し策定、実施、評価、見直しを適切に行っている。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援計画は半年に一度、利用者の意向と同意を得て定期的モニタリング等を実施し具体的支援や解決の方法、有効性等について検証している。複数職種で支援会議を開催し、必要に応じてサービスの内容変更を行い質の向上を図っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>支援会議記録票、活動内容、個別相談内容記録票等の記録は、職員間で記録内容や書き方に差異が生じ無いよう統一様式にしている。書き方はマニュアル化され、次長決裁とし組織的な指導の取組みを構築している。情報共有を目的とした定期的な会議の開催等の取組みがなされている</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者に関する記録の管理は利用契約書に個人情報の守秘義務について明記し、相談支援事業所等情報を共有する必要がある場合に限り、利用契約における個人情報使用同意書を保護者と交わしている。個人情報は職員に周知徹底し遵守している。鳥取県の文書管理規定に基づき記録簿の簿冊管理を実施し、個人支援計画書等は施錠のある書庫に保管している。</p>		

内容評価基準（26 項目）

A-1 利用者の尊重

		第三者評価結果
A-1-(1) 利用者の尊重		
A①	A-1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	a
<p><コメント></p> <p>児童個々の発達特性に応じて、意思伝達のコミュニケーション手段を検討し、園長以下複数職種の職員が共通認識の上、支援している。子どもの表情や態度を利用した要求行動の定着等にも取り組んでいる。</p>		
A②	A-1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者・保護者の意向を尊重しながら、支援計画に従い主体的な活動になるよう支援している。職員の手作り器具で対応する場合、家庭に持ち帰る配慮や工夫をしている。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の自主性を尊重し、自ら行う行為は安全に留意し見守っている。日常生活動作等は保護者と十分に話し合い、全員が対応できるよう複数職員で共通認識をもち支援体制が整備されている。</p>		
A④	A-1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの社会生活力を高めるため、特に食べることに興味を持たせる支援や交通機関利用の情報提供を行ない、学習・訓練プログラムを通し家庭でも出かけるきっかけを作っている。当施設の活動で効果的だった支援方法を保護者に助言・情報提供し、主体的に子育てできるよう保護者勉強会を実施している。保護者と一緒に「できる」力、得意なところを探し、その内容を取り入れた豊かな日常生活の取組を推進している。豊かな子育ての工夫を一緒に考えている。</p>		

A-2 日常生活支援

A-2-(1) 食事		
A⑤	A-2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者同伴の通園施設のため食事介助は保護者が行う。胃瘻、経管栄養の児童は量、時間等の方法を保護者に確認しており、食事、おやつ（水分補給）の支援も個々に行っている。</p>		

A⑥	A-2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。	a
<p><コメント></p> <p>栄養士が立てた献立を業者が作り、園に併設の鳥取養護学校で加工と温めが行われ、保温カートで運ばれてくるので、食事は温かい状態で提供している。献立については、希望者に配布し情報提供を行っている。</p>		
A⑦	A-2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>食事形態や食事サービスについては給食委員会があり、担当者が出席し意見を述べている。喫食環境について利用者の思いや意見は十分に汲み取れていない面もある。食事環境は個々に合わせた保育室の椅子、座位保持で行われている。</p>		
A-2-(2) 入浴		
A⑧	A-2-(2)-① 入浴は、利用者の障害程度や介助方法など個人的事情に配慮している。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A⑨	A-2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って行われている。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A⑩	A-2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境は適切である。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A-2-(3) 排泄		
A⑪	A-2-(3)-① 排泄介助は快適に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>身体・発達状況に応じたトイレの設備があり、排泄介助をしながら健康状態や注意事項に留意しながら、サービス実施計画や個別チェックリスト等の活用を行っている。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② トイレは清潔で快適である。	a
<p><コメント></p> <p>トイレは毎日清掃し、換気や適切な薬品使用等の防臭対策をしている。照明は明るく保ち、冬はファンヒーターを使用している。汚れた際の対応は速やかで点検・改善の検討もしている。</p>		
A-2-(4) 衣類		
A⑬	A-2-(4)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。	a
<p><コメント></p> <p>衣服の購入について必要に応じて相談があれば応じている。保護者や利用者の意向に沿い支援している。衣服の選択について気にかかる保護者へは、選択の言葉がけを行っている。</p>		

A⑭	A-2-(4)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。	a
<p><コメント></p> <p>着替えを希望すれば保護者の用意がない場合も、園の着替えで対応し身だしなみに留意し清潔に保たれている。利用者が着替えを速やかに対処する手順が用意されている。</p> <p>着替えを要する活動は、保護者にあらかじめ活動内容を連絡し準備の上実施している。衣類の汚れや破損があれば、個々に対応している。</p>		
A-2-(5) 理容・美容		
A⑮	A-2-(5)-① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A⑯	A-2-(5)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A-2-(6) 睡眠		
A⑰	A-2-(6)-① 安眠できるように配慮している。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A-2-(7) 健康管理		
A⑱	A-2-(7)-① 日常の健康管理は適切である。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理マニュアルに従い、健康管理票に健康状態を記録している。</p> <p>登園時に体温チェックと家庭での様子を問診し、職員間で情報共有している。</p> <p>呼吸器装着児童は保護者に確認を依頼している。</p> <p>看護師の適宜健康相談や健康増進のため口腔ケア・ストレッチ等のプログラムを実施している。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。	a
<p><コメント></p> <p>緊急時には呼吸停止等の緊急時対応マニュアルに従い、鳥取県立中央病院（隣接）との連携を図り対応している。</p> <p>全スタッフへの緊急時対応訓練を毎年実施し、職員間での手順の確認・周知はされている。</p> <p>診療機関が併設され迅速且つ適切な医療対応が可能である。</p>		
A⑳	A-2-(7)-③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実にされている。	a
<p><コメント></p> <p>内服・外用薬の使用は保護者管理で行っているが、投薬の目的・性質・効果・副作用等注意事項について職員は適切に情報収集し職員間で共有している。</p> <p>所定の様式に従い記録されている。</p>		

A-2-(8) 余暇・レクリエーション		
A⑳	A-2-(8)-① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。	a
<p><コメント></p> <p>季節に応じた夏祭り・運動会・クリスマス等の行事を開催しており、事前に内容や日程を通知し多くの方の参加を呼びかけている。神輿を担ぐなど利用者自身が主体的なるように計画し、職員は側面的支援をしている。</p> <p>行事後はアンケート等により組織的に評価見直しをしている。</p> <p>保護者からは「一人に注目してもらえる」と好評である。</p> <p>家族の他学生ボランティアなど地域の社会資源を積極的に活用している。</p>		
A-2-(9) 外出、外泊		
A㉑	A-2-(9)-① 外出は利用者の希望に応じて行われている。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A㉒	A-2-(9)-② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A-2-(10) 所持金・預かり金の管理等		
A㉓	A-2-(10)-① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A㉔	A-2-(10)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。	評価対象外
<p><コメント></p>		
A㉕	A-2-(10)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。	評価対象外
<p><コメント></p>		